

# 神戸市公報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 所

1460

編集兼印 神 戸 市 身 刷発行人

発行日毎 週 火 曜 日

次

### 条 例

▽神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数 に関する条例の一部を改正する条例

「行財政局財務課」 1462

▽神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

「行財政局財務課」 1464

### 告 示

▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等の件(昭和60年4月告示第6号)の一部

改正 [行財政局業務改革課] 1466

▽港湾法第56条の4第4項の規定による区

域の指定 [港湾局経営課] 1466

▽地縁による団体の認可についての告示事項の変更(グリーン・ハイツ自治会)

[企画調整局参画推進課] 1467

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(自彊自治会)

「企画調整局参画推進課 1467

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(上大沢自治会)

[企画調整局参画推進課] 1468

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(西場集落自治会)

[企画調整局参画推進課] 1469

▽神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関す る条例による路上喫煙禁止地区の指定(須 磨海水浴場・海浜公園地区)

[環境局業務課] 1470

▽生活保護法等による医療機関の指定

[福祉局保護課] 1472

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の

廃止 [福祉局保護課] 1472

▽生活保護法等による指定医療機関の事業の

休止 [福祉局保護課] 1473

▽生活保護法等による施術者の指定

「福祉局保護課」 1473

▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃

止 [福祉局保護課] 1474

▽生活保護法等による指定介護機関の名称等

の変更 [福祉局保護課] 1474

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の

廃止 [福祉局保護課] 1475

▽生活保護法等による指定介護機関の事業の

休止 [福祉局保護課] 1475 ▽都市計画法による都市計画の決定(神戸国

✓都市計画法による都市計画の決定(神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区)

[都市局都市計画課] 1476

▽都市計画法による都市計画の決定(神戸国際港都建設計画防災街区整備事業)

[都市局都市計画課] 1476

▽都市計画法による都市計画の変更(神戸国

際港都建設計画公園) [都市局都市計画課] 1476

▽生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定

「都市局都市計画課」 1477

### 公 告

▽農用地利用集積計画の決定 (一般)

「農業委員会事務局」 1479

▽農用地利用集積計画の決定 (解除条件付)

[農業委員会事務局] 1482

▽神戸市都市景観条例による協議の申出並び に当該申出に係る書面及び図書の写しの縦

覧 [都市局景観政策課] 14

▽市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧(神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発

事業) [都市局地域整備推進課] 1486

▽神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更

[経済観光局農政計画課] 1486

▽神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する 条例第2条第1項の規定に基づく道路の変 更又は廃止の承認

[建築住宅局建築指導部建築安全課] 1487

▽特定調達契約に係る一般競争入札による落 札者の決定(神戸市仮想デスクトップ環境 構築・運用保守業務 一式)

[企画調整局デジタル戦略部] 1487

▽総合評価落札方式一般競争入札による契約 の締結(令和4年度路面下空洞調査業務)

「建設局道路工務課」 1488

▽都市計画法による都市計画の決定に伴う図 書の縦覧(神戸国際港都建設計画特定防災

街区整備地区ほか) [都市局都市計画課] 1491

▽都市計画法による都市計画の変更に伴う図 書の縦覧(神戸国際港都建設計画公園)

[都市局都市計画課] 1491

▽製造工場用地の買受人の公募 (神戸複合産 業団地 (神戸テクノ・ロジスティックパー

ク) [工業 10-1 工区]) [都市局企業誘致課] 1492

### 水 道 局

▽神戸市指定給水装置工事事業者の廃止

[水道局配水課] 1494

# 教育委員会

▽令和3年度に発生した神戸市立中学校生徒 不登校事案に関するいじめ調査委員会設置

規則 [教育委員会事務局特別支援教育課] 1495

▽参議院議員選挙にかかる個人演説会場の公 営施設設備の程度及び納付すべき費用の額

等 [教育委員会事務局学校環境整備課] 1498

### 訂 正

▽令和3年12月28日付け神戸市公報第3740号中 [都市局都市計画課] 1508

# 条 例

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

### 神戸市条例第1号

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する 条例

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例 (平成14年10月条例第 30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

### 改正後 改正前 (議員の定数) (議員の定数) 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第 第1条 地方自治法 (昭和22年法律第 67号) 第91条第1項の規定により、 67号) 第91条第1項の規定により、 神戸市会の議員の定数は、65人とす 神戸市会の議員の定数は、69人とす る。 る。 (各選挙区において選挙すべき議員 (各選挙区において選挙すべき議員 の数) の数) 第2条 公職選挙法(昭和25年法律第 │第2条 公職選挙法(昭和25年法律第

各選挙区において選挙すべき議員の 数は、次のとおりとする。

į	選挙	<u> </u>	議員数
<u>東</u>	灘	区	9 人
灘		区	6 人
中	央	区	6 人
兵	庫	区	5 人
北		X	9 人
長	田	区	4 人
須	磨	区	7 人
<u>垂</u>	水	X	9 人
西		区	10人

100号) 第15条第8項の規定により、 100号) 第15条第8項の規定により、 各選挙区において選挙すべき議員の 数は、次のとおりとする。

į	選挙	<u> </u>	議員数
<u>東</u>	灘	区	10人
灘		区	6 人
中	央	区	6 人
兵	庫	区	5 人
北_		区	10人
長	田	区	4 人
須	磨	区	7 人
<u>垂</u>	水	区	10人
西		区	11人

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する 条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙 から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示され る選挙については、なお従前の例による。

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第2号

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例(平成24年6月条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び 第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
前文	前文
第1章~第3章 [略]	第1章~第3章 [略]
第4章 議会運営の原則( <u>第11条の</u>	第4章 議会運営の原則( <u>第12条</u> ―
<u>2</u> 一第14条)	第14条)
第5章~第10章 [略]	第5章~第10章 [略]
附則	附則
第 4 章 [略]	第4章 [略]
(議長の役割)	
第11条の2 議長は、中立かつ公平な	
立場において地方自治法等に規定す	
る職務を行い、民主的な議会運営を	
行わなければならない。_	

- 2 議長は、議会の代表者として、議会の機能強化に向けた議論を推進する役割を果たすものとする。
- 3 議長は、議会に関する諸課題の解決を図るため、関係機関と連携し議会制度の改善及び見直し等に積極的に取り組むものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

### 神戸市告示第253号

神戸市公印規則 (昭和52年3月規則第111号) 第8条第1項の規定により印影等を印刷することができる文書の名称,使用公印の名称,様式及び書体並びに印影等の寸法の件(昭和60年4月告示第6号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月21日

神戸市長 久 元 喜 造

Γ

	文	<del>-\</del>	<b>+</b>	<b>事</b> め	使 用 公 印					印影等の寸法
	又	書	名	名	称	様	式	書	体	(ミリメートル)
督促状				福祉	事務	6	52	hì	小書	方15
目他机				所長	の印	0	14	404	'盲	7/13

を

Γ

	文 書	士	<b>ま</b> タ	使 用 公 印				印影等の寸法		
	又	育	名	名	称	様	式	書	体	(ミリメートル)
督促状				福祉	事務	620	ת 2	hi	小書	方15
				所長	の印	020	) <u>L</u>	400	· 😝	),,10

に改める。

神戸市告示第254号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の4第4項の規定により、保管物件を次のとおり指定する。この告示は、令和4年6月21日より施行する。

令和4年6月21日

- 1 保管物件の名称又は種類、形状及び数量 浮標 一式
- 2 保管物件の放置されていた場所及び当該放置物件を撤去した日時
- (1) 神戸市灘区摩耶海岸通1丁目地先、西郷川河口
- (2) 令和4年6月21日
- 3 保管物件の保管を始めた日時及び保管の場所
  - (1) 令和4年6月21日

(2) 神戸市灘区摩耶海岸通1丁目地先、西郷川河口

### 神戸市告示第262号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
  - (1) 名称

グリーン・ハイツ自治会

(2) 主たる事務所

神戸市東灘区本山北町5丁目19番3号

- (3) 代表者の氏名
  - 中野 浩志
- (4) 代表者の住所

神戸市東灘区本山北町5丁目19番3号

- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 主たる事務所の所在地

「神戸市東灘区本山北町5丁目20番20号」 を「神戸市東灘区本山北町5丁目19番3号」 に改める。

(2) 代表者の氏名

「大川 審也」を「中野 浩志」に改める。

(3) 代表者の住所

「神戸市東灘区本山北町5丁目20番20号」 を「神戸市東灘区本山北町5丁目19番3号」 に改める。

3 変更の年月日

令和4年6月14日

### 神戸市告示第263号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

自彊自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区道場町塩田2780番地の8

(3) 代表者の氏名

南本 昭夫

(4) 代表者の住所

神戸市北区道場町塩田2674番地

- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名

「西畑 仁」を「南本 昭夫」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市北区道場町塩田2469番地」を「神戸市北区道場町塩田2674番地」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月21日

### 神戸市告示第264号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 届け出た地縁による団体
  - (1) 名称

上大沢自治会

(2) 主たる事務所

神戸市北区大沢町上大沢1607番地

(3) 代表者の氏名

仲西 章展

(4) 代表者の住所

神戸市北区大沢町上大沢1607番地

- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 平成26年4月27日に変更があった事項及びその内容
    - ア 事務所の住所

「神戸市北区大沢町上大沢1196番地」を「神戸市北区大沢町上大沢2912番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「池本 喜和」を「榎本 茂木」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市北区大沢町上大沢1196番地」を「神戸市北区大沢町上大沢2912番地」に改める。

- (2) 平成28年4月24日に変更があった事項及びその内容
  - ア事務所の住所

「神戸市北区大沢町上大沢2912番地」を「神戸市北区大沢町上大沢622番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「榎本 茂木」を「大家 重明」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市北区大沢町上大沢2912番地」を「神戸市北区大沢町上大沢622番地」に改める。

- (3) 平成30年4月22日に変更があった事項及びその内容
  - ア 事務所の住所

「神戸市北区大沢町上大沢622番地」を「神戸市北区大沢町上大沢1335番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「大家 重明」を「大家 喜八郎」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市北区大沢町上大沢622番地」を「神戸市北区大沢町上大沢1335番地」に改める。

- (4) 令和2年4月19日に変更があった事項及びその内容
  - ア 事務所の住所

「神戸市北区大沢町上大沢1335番地」を「神戸市北区大沢町上大沢380番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「大家 喜八郎」を「池上 龍夫」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市北区大沢町上大沢1335番地」を「神戸市北区大沢町上大沢380番地」に改める。

- (5) 令和4年4月24日に変更があった事項及びその内容
  - ア 事務所の住所

「神戸市北区大沢町上大沢380番地」を「神戸市北区大沢町上大沢1607番地」に改める。

イ 代表者の氏名

「池上 龍夫」を「仲西 章展」に改める。

ウ 代表者の住所

「神戸市北区大沢町上大沢380番地」を「神戸市北区大沢町上大沢1607番地」に改める。

### 神戸市告示第265号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月23日

- 1 届け出た地縁による団体
  - (1) 名称

西場集落自治会

(2) 主たる事務所

神戸市西区岩岡町岩岡937番地の1

(3) 代表者の氏名

高野 智範

(4) 代表者の住所

神戸市西区岩岡町岩岡914番地の1

- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 代表者の氏名

「安福 孝洋」を「高野 智範」に改める。

(2) 代表者の住所

「神戸市西区岩岡町岩岡1163番地」を「神戸市西区岩岡町岩岡914番地の1」に改める。

3 変更の年月日

令和4年4月29日

### 神戸市告示第268号

神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例(平成20年3月条例第48号)第8条第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定し、同条第2項において準用する第7条第4項の規定により解除するので、第8条第2項において準用する第7条第3項の規定により次のとおり告示する。当該路上喫煙禁止地区を示す図面は、神戸市環境局業務課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

指定の年月日	指定の解除年月日	指 定 場 所				
	1日足り解除十月口	指 定 地 区 名	区 域 図			
令和4年7月7日	令和4年8月28日	須磨海水浴場・海浜公園地区	別図のとおり			

### 当該路上喫煙禁止地区

神戸市須磨区須磨浦通1丁目の一部、須磨浦通2丁目の一部、須磨浦通3丁目の一部、須 磨浦通4丁目の一部、須磨浦通5丁目の一部、須磨浦通6丁目の一部、若宮町1丁目の一部 (別図のとおり)とする。ただし、当該指定地区内に存する建築物の屋内部分を除く。



### 神戸市告示第269号

次の医療機関について、生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

名 称	所 在 地	指定年月日
よつば診療所東灘	神戸市東灘区深江北町4丁目11番6号	令和4年6月1日
きしもと眼科	神戸市東灘区魚崎中町1丁目9番11号	令和4年5月1日
社会福祉法人平成記念会サポートハウス ココロネ住吉	神戸市東灘区住吉山手7丁目1番1号	令和4年6月1日
医療法人社団関医院	神戸市長田区房王寺町7丁目12番9号	令和4年4月1日
ふじ歯科医院	神戸市東灘区鴨子ケ原3丁目25番35号	令和4年5月1日
あおたに歯科	神戸市中央区中島通2丁目1番10号	令和4年6月2日
正峰会訪問看護ステーション	神戸市垂水区名谷町字丸尾453番地5	令和4年6月1日

### 神戸市告示第270号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

名 称	所 在 地	廃止年月日
きしもと眼科	神戸市東灘区魚崎中町1丁目9番11号	令和4年4月30日
関医院	神戸市長田区房王寺町7丁目12番9号	令和4年3月31日
ふじ歯科医院	神戸市東灘区鴨子ケ原3丁目25番35号	令和4年4月30日
セイユー薬局 東灘青木店	神戸市東灘区北青木3丁目5番10号	令和4年4月30日
医療法人社団すすむ会訪問看 護ステーション	神戸市垂水区名谷町字丸尾453番地5	令和4年5月31日
凌駕さくら訪問看護ステーション	神戸市須磨区若木町2丁目3番9号	令和2年11月30日

### 神戸市告示第271号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所 在 地	休止年月日
横山医院	神戸市須磨区養老町1丁目5番29号	令和4年5月27日

### 神戸市告示第272号

次の施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

### 柔道整復師

施術所の名称	施術者	音の氏名	施術所の所在地	指定年月日
よしだ鍼灸整骨院 ・整体院	古家	佑一	神戸市長田区長田町1丁目3番1号	令和4年5月6日

# あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者	の氏名	施術所の所在地	指定年月日
鍼灸・マッサージ きらり神戸院	田所	真由美	神戸市中央区脇浜町3丁目5番10号	令和4年6月13日

#### はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名		施術所の所在地	指定年月日
新長田わだち整骨 院	山下	絋輝	神戸市長田区大橋町6丁目1番1号	令和4年6月1日
鍼灸・マッサージ きらり神戸院	田所	真由美	神戸市中央区脇浜町3丁目5番10号	令和4年6月13日
HEART AI	大西	健一	神戸市垂水区千代が丘1丁目4番30	令和4年6月1日

D	号	

### 神戸市告示第273号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

### 1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日	
新長田わだち整骨 院	舟橋 望	神戸市長田区大橋町6丁目1番1号	令和4年5月31日	

### 神戸市告示第274号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

当該変更にか かる介護事業 所の名称	当該変更にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	変更年月日	サービス種類
訪問介護ステ ーションゆり の郷	(新) 神戸市 中央区磯上通 3丁目2番25 号 (旧) 神戸市 中央区雲井通 4丁目1番25 号	ArrowC are株式会 社	神戸市中央区磯 上通3丁目2番 25号	令和4年3 月14日	訪問介護

### 神戸市告示第275号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

当該廃止にか	当該廃止にか	介護事業者の	介護事業者の主			
かる介護事業	かる介護事業	名称	たる事務所の所	廃止年月日	サービス種類	
所の名称	所の所在地		在地			
医療法人社団 すすむ会訪問 看護ステーション	神戸市垂水区 名谷町字丸尾 453番地 5	医療法人社団すすむ会	兵庫県明石市松 が丘1丁目15番 3号	令和4年5 月31日	訪問看護 介護予防訪問 看護	

### 神戸市告示第276号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条4項の規定より、当該指定介護機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により告示する。

令和4年7月5日

当該休止にか かる介護事業 所の名称	当該休止にか かる介護事業 所の所在地	介護事業者の 名称	介護事業者の主 たる事務所の所 在地	休止年月日	サービス種類
横山医院	神戸市須磨区 養老町1丁目 5番29号	横山 裕司	神戸市須磨区養 老町1丁目5番 29号	令和4年5 月27日	訪問看護 訪問リンコン 居宅療管理 指導 介護 予防訪問 予防訪問 予防訪問 アンカー おき かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます

		リハビリテー
		ション
		介護予防居宅
		療養管理指導

### 神戸市告示第277号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 都市計画の種類 神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区
- 2 都市計画の名称 下三条町北地区

神戸市告示第278号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 都市計画の種類
   神戸国際港都建設計画防災街区整備事業
- 2 都市計画の名称

下三条町北地区防災街区整備事業

### 神戸市告示第279号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 都市計画の種類
   神戸国際港都建設計画公園
- 2 都市計画の名称
  - 2.2.52号天王川公園
  - 2.2.349号下三条町公園

# 神戸市告示第280号

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき指定した特定生産緑地を同条第4項の規定に基づき、次のように告示する。

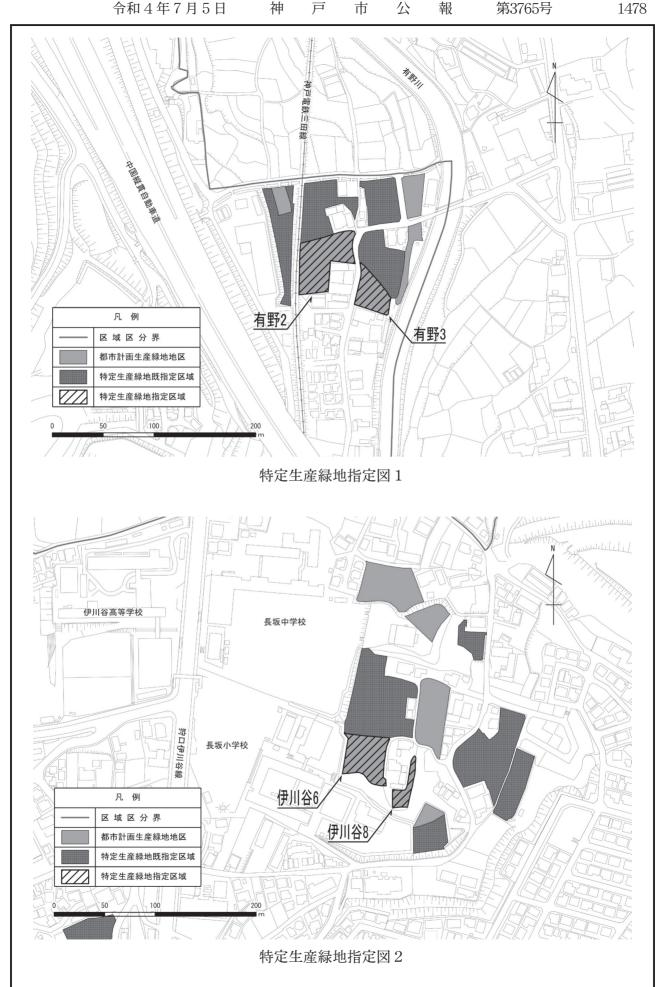
令和4年7月5日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

生産緑地地区名称	位置(代表地番)	特定生産緑地指 定面積(ha)	申出基準日	図
有野2	北区有野町二郎644	0. 39	2022年10月6日	1
有野3	北区有野町二郎691-1	0. 25	2022年10月6日	1
伊川谷 6	西区伊川谷町長坂910-10	0. 54	2022年10月6日	2
伊川谷8	西区伊川谷町長坂922	0. 12	2022年10月6日	2

「区域は指定図表示のとおり」



# 公 告

### 神戸市公告第92号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年6月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。 ただし、(公社)ひょうご農林機構(農地中間管理機構)については、この限りではない。

(5) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課等の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (一般)

利用権の設定 をうける者( する者(		利用権を設定	定する土地	設定する利用権				
利用権の設定をうける者( 乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日終了年月日	貸 借 料 作 物	権利の種類 (備 考)	内容(土地の利 用目的を含む。)	借賃の支払の方法

神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18	神戸市北区八  多町	北区道場町塩 田字東灯篭 731	田 778	令和4年6月30日 令和14年7月31日	11,670円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月 に乙の指定 る方法で支
公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	北岡 紀子	北区道場町塩 田字西塚1217	田 1,209		18,135円/1筆			5.
神戸市中央区 下山手通 5 T 目 7 - 18 公益 社団 法 人 び 機構 長 を 登 場 を 登 る の と の と の と の と の と の と の と の と の と の	神戸市北区淡河町 石井 直 神戸市北区淡河町 株 信子	北区淡河町萩 原字堂ノ西 1623	田 2,215	令和4年6月30日 令和14年7月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区櫨		西区櫨谷町長	<u></u>	本公告日	30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12
谷町 小池 潤	岡本 林 卓哉	谷字光松 66 西区櫨谷町長 谷字西山畑 509	田 1,283	令和5年3月31日	30kg/1筆 30kg/1筆	貝貝旧惟权足	水田として利用	20日までに 賃の全量を の住所へ持 する。
神戸市西区平 野町 大谷 保夫	神戸市西区平 野町 大谷 操	西区平野町印 路字佃 2266	田 582	本公告日 令和7年3月31日	8,600円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借 の全額を明 指定する預 口座へ振り む。
神戸市西区岩 岡町 藤原 昌之	神戸市西区岩 岡町 中村 道昭	西区岩岡町岩 岡字和田ヶ市 3200 西区岩岡町岩 岡字和田ヶ市 3207	田	本公告日 令和7年3月31日	28,275円/1筆 32,773円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借 の全額を甲 指定する預 口座へ む。
神戸市須磨区 白川 鷲尾 孝治	神戸市須磨区白川 藤田 二郎	須磨区白川字 堂ノ西461	田 436	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区熊内町田中 博基	神戸市西区伊川谷町 清水 美智子	西区伊川谷町 小寺字吉末 140	田 1,813の内 1,613	本公告日 令和9年3月31日	126,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 度に係る借 の全額を明 指定する預 口座へ振り
部谷町	神戸市西区押 部谷町	西区押部谷町 細田字上垣 432	田 146	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
藤井 良範	出雲 浅雄	西区押部谷町 細田字上垣 433 西区押部谷町 細田字上垣 447	田 2,598 田 1,599					
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社社団法人 人 大 機 で 機 で も を も を も を も を も を も を も を も を も を も	神戸市西区神 出町 岡部 誠司	字清水谷 1089	1,442 田 1,350 田 2,155	令和4年6月30日 令和14年7月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市中央区 下山手通5丁	神戸市西区神 出町	西区神出町北 字宮西	田 2,752	令和4年6月30日 令和14年7月31日	34,400円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定す
目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	西馬 久美子	574						る方法で支持
神戸市中央区 下山手通 5 丁 目 7 - 18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神 出町 西馬 修二	西区神出町北 字大北 797	田 2,106	令和4年6月30日 令和14年7月31日	26,325円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月に に乙の指定で る方法で支持 う。
神戸市中央区下山手通5 下山手通5 目7-18 公益社団法人 松間法うご 機構 理事尾 俊弘	神戸市西区神 出町 大西 隆	西区神出町勝成字中出46西区神出町勝成字中出47西区神出町勝成字中出47西区神出町勝48西区神出町勝151-7	H 1,676 H 1,888 H 1,621 H 442	令和4年6月30日 令和14年7月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市通5 日7-18 公益よう 日本社が 会 日本社が 会 大林 機理事長 後 弘 と の と の と の と の と の と の と の の の の の の	神戸市西区神出町 政井 多美子	西区神出町紫 合字北岡 465-3 西区神出岡 483-1 西区神出岡 483-2 神田岡 483-2 西区字北田岡 492 西区字北田岡 493 西白字北田岡 493 西白字北田岡 495 西白字北田田町 495 西白字コ北岡 495 西白字コ北岡 495	田 78 田 1,273 田 26 田 1,980 田 1,045 田 1,703	令和4年6月30日 令和14年7月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通 5 T 目 7 - 18 公益とうご 機構事長 後期 手尾	神戸市西区岩 岡町 安福 博一	西区岩岡町岩 岡字中筋 1609	田 1,881	令和4年6月30日 令和14年7月31日	71,200円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月1 に乙の指定 る方法で支 う。

### 神戸市公告第93号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用 集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年6月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

(3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

(4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

- (5) 修繕及び改良
  - ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
  - イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。
- (6) 租税公課等の負担
  - ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
  - イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
  - ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものと する。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置 を講ずべきことを勧告することができる。

- ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作 又は養畜の事業に常時従事しないとき。
- (13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集 積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す ものとする。 ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又 は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

### (14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原 状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するため に要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失 が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

### (15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に 対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

### (16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (解付)

利用接の恋堂		利用権を設定する土地		設定する	利用権			
利用権の設定 利用権を設定をうける者(甲)	土地の所在地	現況地目	開始年月日	貸 借 料		内容(土地の利用 目的を含む。)	借賃の支払の 方法	
乙)		工地の別在地	認定面積㎡	終了年月日	作物			
神戸市長田区 御蔵通4丁目 205-2 株式会社 い くせい 代表取締役 箸尾 哲司	71111	西区伊川谷町 井吹字栗木谷 824		本公告日 令和14年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日 までで保全額を 中の全額を 日の全額を 日の全額を 日の全額を 日の 指定 で派 の全額を 日の もでで で で で で で で で る で で る で る で る で う で う

### 神戸市公告第95号

神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号)第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和4年6月23日

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所 株式会社 マリモ 代表取締役 深川 真 広島県広島市庚午北1丁目17-23
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先 株式会社 日企設計 取締役 森田 俊和 大阪市北区山崎町1番5号 06-6361-5361
- 3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市東灘区岡本1丁目3番10号、3番12号

(2) 敷地面積 約360平方メートル

(3) 建築面積 約210平方メートル

(4) 延べ面積 約1,367平方メートル

(5) 高さ 約29.4メートル

(6) 構造 鉄筋コンクリート造

(7) 階数 地上10階(8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和4年6月23日から令和4年7月6日まで

### 神戸市公告第96号

都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下「法」という。)第38条第2項において準用する 同法第19条第4項の規定により、神戸国際港都建設事業垂水中央東地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するので、都市再開発法施行令 (昭和44年政令第232号)第2条の2の規定により公告します。

令和4年6月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 縦覧の期間

令和4年6月23日から法第45条第6項又は第100条第2項の公告の日まで

2 縦覧の場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル8階 神戸市都市局地域整備推進課

3 縦覧時間

閉庁日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

### 神戸市公告第97号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年6月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

土地の表示

変更内容

1487
------

市	区	町	字	地番	面積	
神戸	西	平野町西戸田	桑原	902番	73m²	農用地区域から除 外する。

### 神戸市公告第99号

神戸市私道の変更又は廃止の手続に関する条例(平成13年4月条例第17号)第2条第1項の 規定により、私道の変更又は廃止を承認したものは次のとおりです。

令和4年7月5日

(特定行政庁) 神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	廃止年月日	道 路 の 位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
第R 4 - 2号	令和4年 6月9日	神戸市灘区一王山町2番1、2番17	8. 71	0. 73 ~1. 17
第R 4- 3号	令和4年 6月9日	神戸市東灘区住吉山手8丁目1871番97 の一部	30. 03 38. 51	4. 00 4. 00
第R 4 - 4号	令和4年   6月14日	神戸市中央区新港町130番1、130番2	315. 16	15. 17 ~15. 36

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面 のとおり

### 神戸市公告第100号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号) 第4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第12条 及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第27条の12の規定により、次のとおり公告 します。

令和4年7月5日

- 1 特定役務の名称及び数量 神戸市仮想デスクトップ環境構築・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 神戸市企画調整局デジタル戦略部 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 3 落札者を決定した日 令和4年6月8日

- 4 落札者の氏名及び住所
  - 日本電気株式会社 神戸支社

神戸支社長 中田 洋介

兵庫県神戸市中央区東町126番地

5 落札金額

422,950,000円

6 落札者を決定した手続

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入札により、最高点(技術点と価格点の合計点)を得た者を落札者としました。

7 入札の公告日

令和4年4月20日

### 神戸市公告第101号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

委託名	令和4年度路面下空洞調查業務
業務概要	本業務は、神戸市の管理する道路において、安全・円滑な交通を確保するための道路の維持管理に資することを目的に、路面下の空洞状況を調査し、把握するものです。
履行場所	神戸市一円
履行期間	契約締結の翌日から令和5年3月17日まで

### 2 担当部局

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階

- ① 神戸市建設局道路管理課 TEL 078-595-6383, FAX 078-595-6379
- ② 神戸市建設局道路工務課TEL 078-595-6423, FAX 078-595-6419メールアドレス road\_engineering@office.city.kobe.lg.jp
- 3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、 創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総 合評価落札方式を採用します。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 今和4,5年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく 更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 政令指定都市規模以上の団体(国土交通省,都道府県など)において,路面下空洞調査業務の実績を有する者であること(特別区を含む)。
- 5 総合評価に関する事項
  - (1) 入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)の算出方法は次のとおりです。 価格点=(1-入札価格/予定価格) ×価格点に配分された得点の満点(価格点は、小数点第1位を四捨五入するものとします。)なお、価格点に配分された得点の満点は30点とします。
  - (2) 技術などに対する得点(以下「技術点」という。)については、入札説明書の「19落札者決定基準」に従い、評価し得点を与えるものとします。

技術点=(技術評価の得点合計/技術評価の配点合計) ×技術点に配分された得点の満点 (技術点は、小数点第1位を四捨五入するものとする。) なお、技術点に配分された得点の満点は60点とします。

- (3) 総合評価は,入札者の価格点と技術点を合計した値(以下「総合評価点」という。)をもって行います。総合評価点=価格点+技術点(価格点:技術点 1:2)
- (4) 地元企業の受注機会の増大のため、次に該当する入札者には、総合評価点の1割を上限 に加点を行うこととします。

地元企業(本社所在地が神戸市内) 9点

準地元企業(本社が市内にないが、支店等が市内にある企業) 4点

- 6 参加表明書,入札説明書,仕様書などの交付の期間および方法
  - (1) 交付期間

令和4年7月5日(火曜)から8月19日(金曜)

(2) 交付方法

原則,神戸市ホームページへ掲載を行います。ホームページからのダウンロードが困難 な場合は、2 担当部局(②建設局道路工務課)で配布します。

担当部局での配布は、土曜・日曜・祝日を除く9時から12時、13時から17時までとします。

7 入札参加者に必要な資格の審査など

この入札に参加する者に必要な書類などは下記のとおりとし、提出期限、方法および審査 の結果の通知方法などについては、入札説明書によります。

- ③ 参加表明書
- ④ 技術提案書
- ⑤ 入札書および業務内訳書
- ⑥ その他必要書類(以下,①~④を総じて「提案書等」という。)

### 8 提案書等の提出期限日および方法

日 時	令和4年8月19日(金曜)17時まで
提出場所	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸4階
425,771	神戸市建設局道路工務課
	(1) 提出部数は1部とします。
	(2) 原則, 郵送にて提出することとし, 電送 (FAX, 電子メール等) によるも
	のは認めません。また、一般書留または簡易書留によることとし、それ以外
	の方法により郵送されたものは受け付けません。
	期日までの郵送が困難な場合に限り、持参による提出も可とします。その
   方 法	際に、入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出して下さい。持参の
<i>J</i>	場合, 土曜・日曜・祝日を除く9時~12時, 13時~17時までに提出して下さい。
	(3) 入札書および業務費内訳書(以下,「内訳書」という。) は一つの封筒に入
	れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し、提出して下さい。封筒には委
	託業務名、入札書在中、並びに入札者名を記載して下さい。
	(4) 参加表明書,技術提案書およびその他必要書類については,(2)の封筒とは
	別の封筒とし、封筒には委託業務名、入札者名を記載し、提出して下さい。

### 9 開札予定日時および方法

日	時	令和4年9月12日(月曜)15時(予定)					
場	所	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号 コンコルディア神戸5階					
		神戸市建設局 会議室					
		(1) 入札書は、上記の日時、場所において開札し、内訳書は入札書の開札後に					
		全ての入札者について確認を行うものとします。この場合において、入札者					
	方 法	が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせ					
方		るものとします。					
		(2) 提出した入札書および内訳書は、追加、訂正、差替えまたは撤回をするこ					
		とができません。また、提出した提案書等についても、追加、訂正、差替え					
		または撤回をすることができません。					

### 10 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とします。 ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - イ 評価項目のうち「必須とする評価項目」については、入札説明書の「19落札者決定基準」に示す最低限の要求要件(「必須の要求要件」という。)を全て満たしていること。 (なお、必須の要求要件を満たしていないもの(記載がない場合を含む。)は失格として取扱います。)
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とします。この場合において、技術点および価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものとします。(くじの日時および場所については、別途指示します。)

- (3) 入札説明書に基づかない提案書等については、評価の対象とせず失格とする場合があります。
- 11 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第7条第2号の規定 により免除します。

- 12 入札の無効
  - (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
  - (2) 一つの入札者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とします。
  - (3) 「8提案書等の提出期限日および方法」の方法によらないで提出された提案書等(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とします。
  - (4) 提案書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時においてに4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとします。
  - (5) 内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、内訳書の合計価格と入札価格が異なる場合など、業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札は無効とします。内訳書が添付されていない場合((4)の規定により無効となった場合を含む。)も、当該入札を無効とします。
  - (6) 提案書等の提出がない場合 ((4)の規定により無効となった場合を含む。) は、当該入札を無効とします。
  - (7) 入札を無効とした場合、提案書等は返却しないものとします。

### 神戸市公告第102号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称
神戸国際港都建設計画特定防災街区整備地区	下三条町北地区
神戸国際港都建設計画防災街区整備事業	下三条町北地区防災街区整備事業

### 神戸市公告第103号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定

により次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する総括図、計画図及び計画書を神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号神戸市都市局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

1 都市計画の種類	2 都市計画の名称	
神戸国際港都建設計画公園	2.2.52号天王川公園	
	2.2.349号下三条町公園	

### 神戸市公告第104号

神戸複合産業団地(神戸テクノ・ロジスティックパーク) [工業10-1工区]における製造工場用地の買受人の公募を次のとおり行います。

令和4年7月5日

神戸市長 久 元 喜 造

### 1 公募区画

区画	所 在	用途地域	地目	面積	
1	神戸市西区見津が丘6丁目1番18				
2	本戸市西区見津が丘 6 丁目 1 番16 工業専用地域		字地	2. 52m²	

- 注 1)契約は、区画①、区画②を合わせた面積にて締結します。
  - 2) 公募区画の分割はできません。
  - 3) 建ペい率は60%、容積率は200%です。
  - 4) 当該区画を含む区域は「神戸複合産業団地地区計画(平成27年12月7日変更)」が定められています。
  - 5) 当該区画は、関西電力送配電株式会社が所有する高圧線により、区画②に地役権が設定されているほか、土地利用上の制約があります。
  - 6) 当該区画地下には、地下埋設物件として充填済みのトンネル跡があります。
- 2 公募のしおり・申込用紙の配布
  - (1) 配布期間

令和4年7月5日(火)から令和4年8月29日(月)まで (ただし、土日祝日は除く。)

- (2) 公募のしおりの配布方法
  - ① 原則、電子データで配布 ※手渡しでも可
  - ② 公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「神戸テクノ・ロジスティックパーク製造工場用地(第1回公募)公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

- ① 法人名称、部署、担当者名
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス (データ送付先)
- ④ 公募のしおりの使用目的(申込先)メールアドレス: yuchi\_kobo@office.city.kobe.lg.jp※申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。
- 3 現地見学会

令和4年7月25日(月)午前10時~午前11時 ※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。 ※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

- 4 受付期間・受付方法
  - (1) 受付期間

令和4年8月16日(火)から令和4年8月29日(月)午後5時まで (ただし、土日祝日は除く。)

(2) 受付方法 郵送又は持参

- 5 申込み条件等
  - (1) 対象事業者

当該区画を買受け、かつ、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に 関する法律(昭和39年法律第145号)」第2条第3号に規定する製造工場等を、自ら建設・ 経営する事業者が対象になります。

(2) 申込者の資格 公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限、連帯 保証人及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

- 6 最低提案価格及び申込価格
  - (1) 最低提案価格

141,481,000円 (1平方メートル当たり81,000円)

(2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

(3) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

- 7 買受人の決定
  - (1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。
  - (2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。

- (3) 複数の事業者からの申込みがある場合は、申込価格提案書に記載された申込価格が最も高い事業者を買受人として決定し、買受人としての資格を有する申込者に結果を通知します。なお、申込価格提案書において申込価格が同額の場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。
- (4) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を買受人に決定します。
- (5) 買受人の決定後に、買受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局企業誘致課が実施する公募への参加はできません。
- 9 契約の締結

契約は、買受人の決定から概ね3ヶ月後までに公正証書により締結していただきます。 契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、 公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

10 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。

11 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

# 水 道 局

### 神戸市水道告示第14号

神戸市指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月水道管理規程第10号)第7条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により告示する。

令和4年7月5日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

指定番号	名 称	所 在 地	代表者	廃止年月日
70266	村島水道工業所	神戸市灘区篠原中町5-11-4	村島 彰浩	令和4年6月 9日

# 教育委員会

令和3年度に発生した神戸市立中学校生徒不登校事案に関するいじめ調査委員会設置規則をここに公布する。

令和4年6月21日

神戸市教育委員会 教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第2号

令和3年度に発生した神戸市立中学校生徒不登校事案に関するいじめ 調査委員会設置規則

(設置)

- 第1条 執行機関の附属機関に関する条例(昭和31年11月条例第36号)第1 条第2項の規定に基づき、令和3年度に発生した神戸市立中学校生徒不登 校事案に関するいじめ調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (担任事務)
- 第2条 委員会は、当該事案に関して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項の規定する調査を行う。
- 2 委員会は、前項の調査により事実の解明及びその評価並びに再発防止策 その他必要な事項を記載した報告書を自ら作成し、教育委員会に提出する ものとする。
- 3 職員は、委員会から第1項の調査及び第2項の規定による報告書の作成 に係る協力を求められたときは、これに全面的かつ優先的に応じるものと する。

(組織)

- 第3条 委員会は、10人以内で組織する。
- 2 委員は、公正かつ中立な判断をすることができ、かつ、法律、医療、心理、福祉、又は教育に関する専門的知識を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 前条第1項の調査及び同条第2項の報告書の作成並びにこれらに伴う業務(以下「調査等」という。)を補助させるために必要があるときは、委員

会に調査補助員を置くことができる。

- 4 前項の調査補助員は、調査等の補助を行う上で必要な知見を有する者の うちから、教育委員会が委嘱する。
- 5 教育委員会は、前項の委嘱を行うに当たっては、補助を行うべき調査等の範囲を指定するものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、附則第2項の規定に基づきこの規則が効力を失う日 までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 調査補助員は、前条第5項の規定に基づき指定された範囲の調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(解嘱)

- 第5条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該 委員を解嘱することができる。
  - (1) 第2条第1項及び第2項に掲げる職務を怠ったとき。
  - (2) 第3条第2項の要件を欠くに至ったとき。
  - (3) 委嘱条件に違反したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行があったとき。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務 を代理する。

(議事)

- 第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴 取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第9条 議事について直接の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言 することができる。

(会議の公開等)

第10条 委員会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員 の過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課にお いて処理する。

(施行細目の委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関 し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

- 2 この規則は、次に掲げる日のうちいずれか早い日限り、その効力を失う。
  - (1) この規則の施行の日から起算して2年を経過する日
  - (2) 委員会が第2条第2項の報告書の提出した日

# 神戸市教育委員会教育長告示第1号

令和4年7月10日(日)執行予定の参議院議員選挙にかかる個人演説会場の公営施設設備の程度及び納付すべき費用の額等を次のとおり告示する。

令和4年6月22日

# 神戸市教育委員会 教育長 長 田 淳

個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(東灘区)

								設備	の程	r#F			-		そ の	/uh	(NOREE)
								政 加		度						) 他 设備使	
							照 月	明	T 4 3	u .	职	象席備包	<b> </b> 備品			可否	
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1 人用	弁士及び係 員控室	使用上の 留意事項	可	不可	電話番号
1	東灘小学校	アリーナ	930	28								600	なし	土足厳禁	0		411-0556
2	本庄小学校	アリーナ	744	30		2				2		700	ミーティング。室	土足厳禁	0		411-0339
3	本山南小学校	体育館	700	21						2		350	講堂控室	土足厳禁	0		452-0071
4	福池小学校	体育館	413	17						13		300	講堂控室	土足厳禁	0		452-5595
5	魚崎小学校	アリーナ	1100	40								600	なし	シート使用 土足厳禁	0		411-6196
6	本山第一小学校	体育館	800	32				20		2		750	なし	土足厳禁	0		411-1974
7	本山第二小学校	体育館	997	24				40		2		500	開放教室	土足厳禁	0		431-1441
8	本山第三小学校	体育館	748	28		2				2		600	講堂控室	シート使用	0		411-0005
9	住吉小学校	体育館	1,029	40						4		800	講堂控室	土足厳禁	0		851-2887
10	御影小学校	体育館	459	28						2		600	開放管理室	シート使用	0		851-3673
11	渦が森小学校	多目的室	112					36				60	第一会議室	土足厳禁	0		851-3185
12	御影北小学校	アリーナ	1100			32						200	ランチルーム	土足厳禁	0		851-6809
13	六甲アイランド小学校	体育館	919	30						4		800	その他	シート使用	0		857-3121
14	向洋小学校	クラブハウス	90					28				100	低学年音楽室	土足厳禁		0	857-2450
15	本庄中学校	体育館	818	18	12	2						700	なし	シート使用 原状復帰	0		411-2261
16	魚崎中学校	体育館	447	18	12			24				500	会議室	土足厳禁	0		411-1631
17	本山南中学校	体育館	985	19		2						500	なし	シート使用 土足厳禁	0		412-2033
18	本山中学校	体育館	1, 253	29	6					2		800	なし	シート使用	0		411-3742
19	住吉中学校	体育館	1,008	40								500	ミーティング。室	シート使用 土足厳禁	0		851-3752
20	御影中学校	体育館	605	24				24				580	その他	シート使用 土足厳禁	0		841-2541
21	向洋中学校	多目的室	121					38				100	なし	土足可		0	857-2481
22	東灘のぞみ幼稚園	遊戲室	143					52		4		120	なし	土足厳禁	0		411-0667
23	魚崎幼稚園	遊戲室	150							20		70	保育室	土足厳禁	0		411-9647
24	御影幼稚園	遊戲室	193					32				130	なし	土足厳禁	0		851-2030
25	六甲アイランド高校	体育館	1,300	48		6						1,000	和室	シート使用 土足厳禁	0		858-4000

使用区分及び ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)

竹区分 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後 9 時まで使用できます。

- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(灘区)

-								設備	の程					ز	E 0.		(映在区)
							昭	演 意明	会与	易	E	恵衆席備付	·備品		放送使用	設備 可否	
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1 人用	弁士及び係 員控室	使用上の 留意事項		不可	電話番号
1	成徳小学校	体育館	735	38								700	なし	土足厳禁	0		821-1001
2	高羽小学校	体育館	700	24						4		500	なし	シート使用	0		841-0541
3	鶴甲小学校	講堂	420	20								300	会議室	シート使用	0		821-0444
4	六甲山小学校	体育館	260		32							100	教室	土足厳禁	0		891-0328
5	西郷小学校	体育館	602	32								500	会議室	シート使用	0		861-2888
6	六甲小学校	多目的室	120					28				70	相談室	土足厳禁	0		881-1071
7	灘小学校	体育館	700	36								300	なし	土足厳禁	0		871-0481
8	西灘小学校	体育館	700	32		2				4		400	なし	シート使用	0		861-8851
9	灘の浜小学校	体育館	700	24								500	なし	土足厳禁	0		802-1750
10	稗田小学校	体育館	613	30						4		691	開放教室	土足厳禁	0		871-0721
11	美野丘小学校	講堂	340			35		70			4	350	なし	土足厳禁	0		871-1381
12	摩耶小学校	第1学習室	30					20				80	なし	土足厳禁		0	861-3172
13	福住小学校	体育館	540	35						54		600	なし	シート使用	0		861-2424
14	鷹匠中学校	武道場	300					210				250	なし	シート使用	0		841-0041
15	烏帽子中学校	体育館	672	25	2			32		2		250	会議室	土足厳禁	0		851-5777
16	原田中学校	体育館	408	28				20				400	多目的室	土足厳禁	0		861-0431
17	長峰中学校	講堂	389		15		75			2		650	教室	シート使用 土足厳禁	0		861-3781
18	上野中学校	講堂	379	300 W	× 24			32 W	× 24	4		350	講堂控室	土足厳禁	0		871-9681
19	灘すずかけ幼稚園	遊戲室	100					32				50	保育室	土足厳禁	0		861-4550
20	灘さくら支援学校	多目的室	200		24							50	なし			0	802-1200

使用区分及び

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。 (別添のとおり)
- 納付区分 なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。
- その他 (1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
  - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
  - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
    - (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
    - (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
    - (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
    - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
    - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
    - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(中央区)

				I				設備	の程	度					E 0	他	(千天区)
								演談							放送	設備	
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	列 40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	*** *** *** *** *** *** *** *** *** **	####################################	使用上の 留意事項		不可	電話番号
1	上筒井小学校	体育館	540	26	4						4	500	なし	シート使用	0		241-1080
2	なぎさ小学校	体育館	750	40						2		700	あり	土足厳禁	0		252-5611
3	宮本小学校	体育館	437	LED20個				ステージ 上16本		4基		500	スタディ ルーム	シート使用	0		221-1600
4	春日野小学校	講堂	280	300 W	× 16							300	なし	シート使用	0		231-2461
5	雲中小学校	ウイングルーム	120					30			6人用×	12	なし	土足厳禁 原状復帰		0	231-3441
3	中央小学校	会議室	100					16				100	なし		0		231-2421
7	こうべ小学校	体育館	540	23								600	図書室	シート使用	0		221-2539
8	山の手小学校	体育館	941	28		2		16		56		600	あり	土足厳禁	0		341-8911
)	湊小学校	体育館	750	30						2		500	なし	土足厳禁	0		360-1200
0	港島学園 (前期課程)	体育館	704	LED×42								700	図書室	原状復帰 シート使用	0		302-1661
1	筒井台中学校	武道場	270	15								100	なし	土足厳禁		0	241-3201
2	渚中学校	体育館	1, 254	28						2		1,000	ステージ袖	土足厳禁	0		242-4501
3	葺合中学校	体育館	639	8				40	18	25		500	会議室	シート使用 土足厳禁	0		241-0444
4	布引中学校	体育館	315	20		3						500	講堂控室	土足厳禁	0		241-0010
5	神戸生田中学校	体育館	985	30		2				4		800	クラブハウス	土足厳禁	0		334-1850
6	湊翔楠中学校	体育館	1,000	36								750	会議室	シート使用 土足厳禁	0		351-2152
7	港島学園 (後期課程)	体育館	848	15	10							400	ステージ袖	原状復帰 シート使用	0		302-1771
8	あづま幼稚園	保育室	96					20					なし	土足厳禁		0	231-0015
9	神戸幼稚園	遊戲室	176					50				100	会議室	土足厳禁	0		331-4469
0	港島幼稚園	遊戲室	154				7	15	44	2	10	140	会議室	土足厳禁	0		302-3300
1	科学技術高校	体育館	1150		56					28		1, 500		土足厳禁	0		272-9900
2	葺合高校	体育館	1200	48				18				1,000		土足厳禁	0		291-0771
3	摩耶兵庫高校	体育館	896	1 KW $ imes$	2 / 400 W	× 20 /	360 W ×	20 / 100	W × 54			600	なし	シート使用	0		360-1316
4	盲学校	体育館	708	70	$0 W \times 2$	0 / 150	W × 4 /	40 W ×	2	12		400	会議室	シート使用	0		360-1133

使用区分及び

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
- なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他 (1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。

- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(兵庫区)

										度					その		
						F	E F	演就	. 会 場	7	田油	衆席備付	一件只			設備 可否	
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室	使用上の 留意事項		不可	電話番号
1	神戸祇園小学校	多目的ホール	160			7 OW(L	ED) × 3 6					140	多目的室		0		511-2600
2	夢野の丘小学校	多目的ホール	160				20	12				100	会議室3	シート使用	0		521-7430
3	会下山小学校	体育館	400	32						4		500	和室	シート使用	0		577-1501
4	兵庫大開小学校	体育館	475	24		4		16				800	なし	土足厳禁 シート使用	0		575-4773
5	水木小学校	体育館	588	36								450	多目的室	シート使用	0		575-8360
6	和田岬小学校	多目的室	117					16				50	図書室		0		671-1105
7	明親小学校	体育館	459	21		12				17		500	会議室	土足厳禁	0		651-2855
8	浜山小学校	ミーティンク゜ルーム	160					18				50	図書室			0	651-3890
9	夢野中学校	武道場	500			6 8 W (Ll	ED) × 2 5						男女更衣室	土足厳禁 シート無し 体育館より 椅子200脚搬 入可		0	511-5555
10	湊川中学校	講堂	402			40						400	会議室			0	521-4874
11	兵庫中学校	体育館	580	300%	×27		32W	×32				400	小控室	上履き使用	0		577-0744
12	須佐野中学校	体育館	554	21						2		600	相談室	シート使用	0		671-4261
13	吉田中学校	体育館	768	28				24				650	会議室	土足厳禁	0		681-3545
14	兵庫くすのき幼稚園	遊戲室	138			24						150	準備室	土足厳禁	0		575-4774

使用区分及び

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
- なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

その他

- (1) 体育<u>館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(北区)

				•					-								(北区)
								設備		度					そ 0	) 他 設備	
							照 月	明			聪	衆席備付	備品			可否	,
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1 人用	弁士及び 係員控室	使用上の 留意事項	可	不可	電話番号
1	有馬小学校	講堂	767				50			6		400	講堂控室	土足厳禁 シート使用	0		904-0170
2	有野小学校	体育館	504	18		2				9		400	図書室	土足厳禁シート使用	0		981-5341
3	藤原台小学校	体育館	920	28								700	家庭科室	シート使用	0		982-5880
4	西山小学校	視聴覚室	130					26				60	相談室	シート使用	0		952-1800
5	ありの台小学校	体育館	450	LED	×15							300	体育館ステージ袖	シート使用	0		981-5111
6	唐櫃小学校	講堂	316		20			30	16	2		500	会議室	シート使用	0		981-5926
7	大池小学校	ふれあいルーム	130					30				90	なし	土足厳禁	0		581-8032
8	花山小学校	ふれあいルーム	112					32				70	なし	シート使用原状復帰	0		583-1120
9	谷上小学校	講堂	360	21	8	2				12		150	なし	シート使用	0		581-3351
10	箕谷小学校	体育館	450	24								300	クラブハウス	シート使用	0		581-8030
11	桂木小学校	会議室	71					8				42	4年学習室	土足厳禁 原状復帰	0		582-4001
12	広陵小学校	体育館	504	35			24			10		400	管理室	シート使用	0		583-0191
13	筑紫が丘小学校	多目的ホール	162					40				80	クラブハウス	土足可	0		581-1006
14	桜の宮小学校	体育館	350	12		24				2		350	会議室	シート使用	0		591-1009
15	甲緑小学校	あじさいルーム	112						24			32	家庭科室	シート使用	0		581-1221
16	山田小学校	体育館	675		20	11		24				200	クラブハウス	シート使用	0		581-0055
17	小部東小学校	体育館	486		22							400	なし	土足厳禁 土足厳禁	0		592-0086
18	小部小学校	学習室	50					14				30	なし	原状復帰 原状復帰		0	591-1761
19	泉台小学校	多目的室	220					30				20	なし	土足厳禁		0	593-7771
20	鈴蘭台小学校	体育館	714	18	12			- 00		4		500	なし	土足厳禁	0		592-8181
21	北五葉小学校	体育館	330	20	2			24		9		450	講堂控室	土足厳禁	0		591-1196
22	南五葉小学校	体育館	350	8	2			21		4		584	校長室	原状復帰 土足厳禁	0		591-1314
23	君影小学校	体育館	440	18	4	12				9		300	会議室	土足厳禁	0		592-0059
24	星和台小学校	体育館	486	10	10	12				2		600	図書室	土足厳禁	0		593-8200
25	ひよどり台小学校	体育館	500	10	10	25				2		500	相談室	シート使用	0		743-0062
ŀ	藍那小学校	体育室		22		20		8		6			理科室	土足厳禁	0		
26		体育館	255			2				2		100	体育館控室	シート使用	0		591-0367
27 28	道場小学校 長尾小学校	体育館	700 644	30 12	4		20	6		4		300 500		土足厳禁 土足厳禁	0		985-4016 986-2074
ŀ	アルバチャ 鹿の子台小学校	体育館	672	30	4		20	- 0		4		600	教室図書室	シート使用	0		952-1720
29 30	好徳小学校	体育館	432	30						4 25		150	クラブハウス	土足厳禁 シート使用	0		952-1720
H								20							-		
31 32	淡河小学校 有馬中学校	体育館	306	00				20 32		29		200 400	なし	土足厳禁	0		959-0113
33	有野中学校	体育館	985 700	28		2		32		4 2		650	相談室会議室	土足厳禁シート使用	0		981-5101 982-2700
ŀ	有野北中学校	体育館						20		2	10		云磯至	シート使用	0		
34	有野礼中子校 唐櫃中学校		1, 181	36	1.4			20		4	10	800		原状復帰 シート使用	0		987-3057 982-6461
35		体育室	486	14	14					10		300	教室	土足厳禁	<del>                                     </del>		
36	大池中学校	体育館	510	30	2					10		700	その他	土足厳禁	0		581-8034
37	山田中学校	体育館	945	9.0	48							1 000	教室	土足厳禁	0	H	581-1068
38	広陵中学校	体育館	1,008	36		-	-	10	-	10	-	1,000	会議室	シート使用	0	Н	583-1313
39	桜の宮中学校	体育館	605	18	2	4		12		12		600	図書室	土足厳禁シート使用	0	Н	593-8001
40	小部中学校	体育館	540	30		1						450	会議室	原状復帰シート使用	0	$\vdash$	592-1177
41	大原中学校	体育館	918	0.5	24			_		3		800	会議室	土足厳禁	0	$\vdash$	581-6661
42	鈴蘭台中学校	体育館	441	25				5		5		300	研修室Ⅱ	シート使用	0	$\vdash$	591-4521
43	星和台中学校	体育館	519	18						2		500	心の教室	土足厳禁	0	Н	593-8400
44	鵯台中学校 北 地 三 中	体育館	459	30								600	会議室	シート使用	0	Н	743-0072
45	北神戸中学校	体育館	792						37			330	校長室	土足厳禁シート使用	0	$\vdash$	951-0821
46	八多中学校	体育館	340	18						12		200	ミーティング・ルーム	土足厳禁	0	Н	982-0049
47	大沢中学校	体育館	679			2	20			28		240	なし	土足厳禁シート使用	0	Н	954-0142
48	淡河中学校	体育館	320	500 W	× 20							150	相談室	土足厳禁	0	Ш	958-0301
49	有野幼稚園	遊戯室	150					30				110	保育室	土足厳禁	0		981-5109

#### 1503 令和4年7月5日 神 戸 市 公 報 第3765号

50	からと幼稚園	遊戯室	130			36	8	16	100	保育室	土足厳禁	0	981-5317
51	やまびこ幼稚園	遊戯室	128			24			100	保育室	土足厳禁	0	583-1080
52	長尾幼稚園	遊戯室	90			45			130	保育室	土足厳禁	0	986-4123

納付区分

- 使用区分及び 各施設の使用区分及び使用料を適用します。 (別添のとおり)
  - ◆ なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共涌) /机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

#### 個人演説会等会場の公営施設の設備の程度

(長田区)

								設備	の程	度					e 0.		
							展 月	演記	会 場	크 카	HC	<b></b>	L/#= D		放送使用	設備	
	施設名	演説会場	面積 (m²)	4000	OOOW				OOW	スポット その他	長椅子	椅子	弁士及び係	使用上の 留意事項			電話番号
				400W	200W	100W	60W	40W	20W	500W∼ 1000W	4人用	1人用	員控室		可	不可	
1	室内小学校	体育室	468	35			12					400	会議室	土足厳禁	0		691-0917
2	名倉小学校	多目的室	210					16				100	なし	土足厳禁		0	691-6181
3	丸山ひばり小学校	アリーナ	600	30						2		500	会議室	土足厳禁	0		691-8552
4	宮川小学校	体育館	300		20			16	2			400	なし	土足厳禁	0		631-2721
5	池田小学校	体育館	567	35						2		400	なし	土足厳禁	0		691-1661
6	蓮池小学校	体育館	490	37		9						400	なし	土足厳禁	0		691-4215
7	長田小学校	講堂	334							31		280	講堂控室	土足厳禁	0		631-2731
8	五位の池小学校	講堂	340					104	15		170		第2会議室	シート使用		0	631-2741
9	御蔵小学校	体育館	700	21		12				10		250	その他	シート使用 土足厳禁	0		575-2226
10	真野小学校	体育館	600	24				16		6		300	クラブハウス	土足厳禁	0		671-0190
11	長田南小学校	体育館	380									500		土足厳禁	0		691-1702
12	真陽小学校	体育館	467	21		9		30	6			300	クラブハウス	土足厳禁	0		611-0456
13	駒ケ林小学校	クラブハウス	65					18				40	なし	土足厳禁	0		731-7061
14	雲雀丘中学校	体育館	552	12		2				6		550	会議室	土足厳禁	0		631-8748
15	丸山中学校	体育館	967		34					2		700	なし	シート使用	0		691-0005
16	西代中学校	武道館	337					80				50	なし	土足厳禁		0	691-1521
17	高取台中学校	体育館	473	24		22						550	教室	土足厳禁	0		611-6325
18	長田中学校	体育館	700	32		2				3		800	Mロビー	シート使用	0		671-3757
19	駒ケ林中学校	体育館	540	21						23		300	視聴覚室	シート使用	0		611-0082
20	西野幼稚園	遊戯室	103					48		4		100	なし	土足厳禁	0		691-4483

### 使用区分及び

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
- 納付区分 ● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

(1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を その他 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。

- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(須磨区)

									- 1244	度					₹ 0.		(須佑匹)
							昭 月		. 会 場	Ť.	聴	衆席備付	·備品		放送使用		
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1 人用	弁士及び 係員控室	使用上の 留意事項			電話番号
1	だいち小学校	アリーナ	750	18	12			2				500	ミーティング室	土足厳禁	0		739-1502
2	若宮小学校	体育館	560	28				20				600	図工室	土足厳禁	0		731-0007
3	西須磨小学校	多目的室	100				42					60	家庭科室	土足厳禁 原状復帰	ま <sup>*</sup> ータフ *	かマイク可	731-0295
4	北須磨小学校	講堂	660	9				30				300	クラブハウス	土足厳禁	0		731-8149
5	高倉台小学校	多目的室	100					18				100	相談室	土足厳禁	0		734-1766
6	多井畑小学校	多目的室	250					48				100	会議室	土足厳禁	0		792-0450
7	板宿小学校	体育館	540	24								400	多目的室	土足厳禁	0		732-4055
8	東須磨小学校	体育館	570	20						2		600	開放教室	土足厳禁	0		731-0448
9	若草小学校	体育館	507							24		400	クラブハウス	土足厳禁	0		743-7311
10	妙法寺小学校	講堂	325		18					4		500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	0		741-2559
11	横尾小学校	多目的室	157					40				50	なし	土足厳禁	0		743-4511
12	白川小学校	体育館	592	20						4		400	講堂控室	シート使用	0		792-2619
13	神の谷小学校	活動室	112			24						30	スポーツクラブ室	土足厳禁	0		791-8277
14	松尾小学校	体育館	460	15				10		4		250	クラブハウス	土足厳禁	0		791-8422
15	東落合小学校	体育館	490	500 W	× 21							600	その他	土足厳禁	0		793-1844
16	花谷小学校	体育館	459							40		500	クラブハウス	シート使用	0		791-8272
17	南落合小学校	体育館	458	21	14	9		16		4		600	多目的室	シート使用	0		792-5244
18	西落合小学校	体育館	504	21				24		22		500	クラブハウス	土足厳禁	0		792-5556
19	竜が台小学校	体育館	504	21				14		12		500	体育館控室	シート使用	0		793-1833
20	菅の台小学校	クラブハウス	87	LED×11								46	市民図書室	シート使用 土足厳禁		0	791-0233
21	太田中学校	体育館	400	35	0 W × 1	/ 300W	× 20 /	250 W ×	4	16		500	舞台袖	土足厳禁	0		732-0854
22	鷹取中学校	体育館	1,008	20								500	会議室	土足厳禁	0		731-0066
23	飛松中学校	格技室	256					108			5	100	なし	土足厳禁	携帯ア	ンプ可	731-9494
24	高倉中学校	体育館	510	23						8		500	会議室	土足厳禁 原状復帰	0		733-1140
25	横尾中学校	体育館	580	25								500	会議室	シート使用	0		743-7322
26	友が丘中学校	体育館	580	30								600	図書室	シート使用 土足厳禁	0		792-5567
27	東落合中学校	体育館	769	30		2		12	8	9		700	会議室	土足厳禁	0		792-5558
28	須磨北中学校	体育館	558	20	2					4		800	図書室	シート使用 控室土足厳禁	0		741-6465
29	白川台中学校	体育館	473	15		4		24				600	ミーティングルーム	シート使用 原状復帰	0		792-5711
30	西落合中学校	体育館	450		24					2		650	会議室	土足厳禁	0		791-8444
31	竜が台中学校	体育館	400		30			24	6	2	2	400	心の相談室	シート使用 土足厳禁 原状復帰	0		791-0762
32	名谷きぼうの丘幼稚園	遊戲室	114					24				150	なし	土足厳禁	0		793-1866
33	須磨翔風高校	体育館	1, 200	300 W	× 56							1,000	あり	シート使用	0		798-4155
34	青陽須磨支援学校	体育館	885	300 W	× 32			32 W	× 28			400	あり	土足厳禁	0		793-1006

使用区分及び

- 各施設の使用区分及び使用料を適用します。 (別添のとおり)
- 納付区分 なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。
- その他 (1) 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。 かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
  - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
  - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
  - (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
  - (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
  - (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
  - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
  - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
  - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(垂水区)

								1,5 1 1114	の程	度					_	つ 他	
						В	Z 1	演説	. 会場	•	l lib	衆席備付	·備卫			設備	
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用	椅子 1人用	弁士及び 係員控室	使用上の 留意事項	可	不可	電話番号
1	塩屋北小学校	体育館	576		LED×35					14		400	体育館控室	シート使用	0		752-7575
2	下畑台小学校	体育館	504	21	23		24			9		600	ステージ袖	シート使用	0		752-6780
3	つつじが丘小学校	多目的室	135					32		3		50	なし	土足厳禁	0		709-7751
4	塩屋小学校	開放教室	100			12			2			50	なし	土足厳禁		0	751-4400
5	乙木小学校	体育館	680	24		2		10		4		600	講堂控室	シート使用	0		752-4205
6	東垂水小学校	会議室	60					20				40	なし	シート使用		0	751-2623
7	名谷小学校	図書室	80		LED×24							40	なし	原状復帰		0	707-2481
8	福田小学校	図書室	80				30					50	なし	シート使用 土足厳禁	0		753-3515
9	高丸小学校	体育館	704	40								400	クラフ゛ハウス	土足厳禁	0		707-8877
10	千鳥が丘小学校	講堂	310			20		26		9		250	なし	車椅子不可	0		709-1655
11	千代が丘小学校	体育館	340	12	4		10		24	5		350	教室	シート使用	0		708-8801
12	垂水小学校	体育館	350					64		24		400	講堂控室	土足厳禁	0		707-6006
13	霞ケ丘小学校	多目的室	85					25				60	クラフ゛ハウス 2	土足厳禁	0		706-0156
14	東舞子小学校	体育館	378	20								500	音楽室	土足厳禁 シート使用	0		782-2712
15	舞子小学校	体育館	670	12	18			28	14	6		800	その他	シート使用	0		782-2332
16	西舞子小学校	講堂	430							24		500	クラブハウス	上履き持参	0		781-0004
17	西脇小学校	体育館	600							41		400	なし	シート使用 土足厳禁	0		781-9531
18	多聞東小学校	体育館	700	24				48				350	ステージ袖	土足厳禁	0		783-5868
19	小東山小学校	多目的室	135					40					なし	土足厳禁 原状復帰		0	784-2656
20	舞多聞小学校	アリーナ	932	36	4			12		2		700	ステージ袖	土足厳禁 シート使用	0		787-3700
21	多聞の丘小学校	体育館	504	21			16	24	14	10		600	なし	シート使用	0		784-4477
22	多聞台小学校	講堂	340	23						2		400	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	0		782-0375
23	神陵台小学校	ランチルーム	138					28				90	なし	中心に柱有り 土足厳禁	0		781-3843
24	桃山台中学校	体育館	700	18						2		700	会議室	シート使用 土足厳禁	0		752-1201
25	塩屋中学校	体育館	787	24								700	多目的室	土足厳禁	0		753-2271
26	垂水東中学校	体育館	940	28						4		790	体育館袖	シート使用	0		751-6139
27	福田中学校	体育館	600	18			24			14		600	多目的室	シート使用 土足厳禁	0		708-1670
28	垂水中学校	体育館	525					78		11		800	会議室	シート使用 土足厳禁	0		707-6363
29	歌敷山中学校	体育館	600			24						700	会議室	シート使用 土足厳禁	0		707-8864
30	星陵台中学校	体育館	1,008		35	4			35			700	武道場	シート使用 土足厳禁	0		709-8810
31	多聞東中学校	体育館	594	34		12						520	体育館控室	シート使用	0		783-5888
32	本多聞中学校	体育館	810			21						500	相談室	シート使用	0		784-6310
33	舞子中学校	体育館	459	20			16			4		300	講堂控室	シート使用 土足厳禁	0		781-0001
34	神陵台中学校	体育館	455	19						18		500	講堂控室	シート使用	0		781-0700
35	青山台こばと幼稚園	遊戯室	150					42				152	なし	土足厳禁	0		752-0700
36	たるみ幼稚園	遊戯室	155					16				80	なし	土足厳禁	0		704-5114
37	小束山幼稚園	遊戯室	139					50				90	なし	土足厳禁	0		784-2660

納付区分

- 使用区分及び 各施設の使用区分及び使用料を適用します。(別添のとおり)
  - なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。
- その他 (1) <u>体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
  - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
  - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
  - (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
  - (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
  - (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
  - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
  - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
  - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

(西区)

ŕ				<u> </u>				=n. /++-	an de	nha					7 -		(西区)
١								設備		<u>度</u> !					_	設備	
١			面積		1	F	K F	明	<i>''</i> //		聪	衆席備付	備品			可否	
	施設名	演説会場	回傾 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W〜 1000W	長椅子 4人用	椅子 1 人用	弁士及び 係員控室	使用上の 留意事項	可	不可	電話番号
1	東町小学校	多目的室	240			4		26				80	図書室	土足厳禁		0	794-400
2	小寺小学校	クラブハウス	125			10		4				40	自習室	土足厳禁		0	791-295
3	長坂小学校	体育館	699		24					6		300	なし	土足厳禁	0		974-233
4	有瀬小学校	多目的室	100					36				50	なし	土足厳禁 原状復帰		0	974-270
5	太山寺小学校	体育館	660	28								300	ミーティングルーム	土足厳禁	0		974-000
6	井吹東小学校	体育館	942	30				16		4		800	なし	土足厳禁	0		997-082
7	井吹の丘小学校	体育館	810		36					2		700	いぶきの丘ハウス	シート使用	0		990-553
8	井吹西小学校	体育館	970		2					27		700	体育館控室	シート使用	0		997-011
9	伊川谷小学校	体育館	800	28						4		700	なし	土足厳禁	0		974-000
.0	櫨谷小学校	図書室	88		LED	×15						40	図工室	土足厳禁 原状復帰	0		991-000
l 1	糀台小学校	体育館	750		LED	×35					16	600	更衣室	土足厳禁	0		991-163
12	狩場台小学校	図書室	80					32				60	多目的室	土足厳禁		0	991-341
13	竹の台小学校	多目的ホール	209					31				100	カウンセリ ングルーム	シート使用	0		991-447
14	樫野台小学校	体育館	742			LEDに改	で修済み					600	体育館控室	シート使用	0		992-250
15	木津小学校	体育館	632	28								400	なし	土足厳禁	0		994-000
16	桜が丘小学校	体育館	630	18				12		4		400	多目的室	シート使用	0		994-801
17	押部谷小学校	体育館	288	30						8		500	図書室	シート使用	0		994-000
18	月が丘小学校	体育館	850	23		2				4		400	なし	土足厳禁	0		995-317
19	北山小学校	視聴覚室	96					24				40	なし	土足厳禁		0	994-802
20	高和小学校	体育館	794		24					4		350	なし	土足厳禁	0		994-000
21	高津橋小学校	体育館	600	24						2		700	図書室	シート使用	0		917-650
22	玉津第一小学校	体育館	800	20						2		600	クラブハウス	土足厳禁 原状復帰	0		928-379
23	枝吉小学校	クラブハウス	96					24				90	クラブハウス	土足厳禁	0		928-088
24	出合小学校	体育館	739	18						4		600	会議室	土足厳禁	0		928-551
25	美賀多台小学校	体育館	800							32		500	講堂控室	シート使用 土足厳禁	0		991-765
26	春日台小学校	体育館	504	21		2	15	12		23		200	その他	シート使用	0		961-025
27	平野小学校	体育館	672	24	2							450	会議室	シート使用原状復帰	0		961-001
28	神出小学校	体育館	600	24	2							500	なし	シート使用	0		965-000
29	岩岡小学校	体育館	504	21						16		400	会議室	シート使用 土足厳禁	0		967-001
30	太山寺中学校	体育館	759	22		2						800	図書室	土足厳禁	0		791-709
31	長坂中学校	体育館	820	36								800	会議室	シート使用	0		974-383
32	井吹台中学校	体育館	1, 222	28		8				4		800	小会議室	シート使用	0		997-085
33	伊川谷中学校	体育館	540	18						12		700	相談室	シート使用	0		974-000
34	櫨谷中学校	体育館	759	22								700	本会議室	土足厳禁	0		991-002
35	桜が丘中学校	体育館	792	18	12	12		2		9		700	会議室	土足厳禁	0		994-882
36	押部谷中学校	体育館	550	22	1	1						600	なし	シート使用	0		994-001
37	玉津中学校	体育館	648	30	2				15			700	相談室	土足厳禁	0		918-226
38	王塚台中学校	体育館	450	30								500	教室	土足厳禁	0		928-127
39	平野中学校	体育館	562	10	22	2				12		740	図書室	シート使用	0		961-005
10	西神中学校	体育館	1, 239	24		30				6		800	会議室	シート使用	0		992-270
11	神出中学校	体育館	800	14	14							400	なし	シート使用	0		965-002
12	岩岡中学校	体育館	864					34		2		450	会議室	シート使用 土足厳禁	0		967-001
13	いかわ幼稚園	遊戲室	130					18				100	園長室	土足厳禁	0		974-002
14	おしんべ幼稚園	遊戲室	118					24				80	保育室	土足厳禁	0		994-027
15	たまつ幼稚園	体育館	919							36		100	なし	土足厳禁	0		928-472
16	玉津第二幼稚園	遊戲室	211					40				70	園長室	土足厳禁	0		912-577
17	岩岡幼稚園	遊戲室	155					46				100	保育室	土足厳禁	0		967-153
ı	毎田マ公乃7%			e sé éde III doi - a	Nem Color	)- /mil2s								1			

● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

使用区分及び ● 各施設の使用区分及び使用料を適用します。 (別添のとおり)

<sup>(1)</sup> 体育館などの場合、机や椅子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。

- (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
- (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
- (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
- (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
- (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
- (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
- (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
- (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

									の程							の他	
							招 月	演割	会 場	7	THE REAL PROPERTY.	象席備作	†備品		放送使用	設備	
	施設名	演説会場	面積 (㎡)	400W	200W	100W	60W	40W	20W	スポット その他 500W~ 1000W	長椅子 4人用		弁士及び係員控室	使用上の 留意事項		不可	電話番号
灘区	六甲山幼稚園	六甲山小と共	:用														891-1043
灘区	青陽灘高等支援学校	(使用不可/	管理上不適	切)													871-1800
中央区	神戸工科高校	科学技術高校	と共用のた	め昼間・	夜間共に値	吏用不可											272-9955
兵庫区	神港橘高校	学校の事情で	全日使用7	可													579-3650
兵庫区	楠高校	湊川中と共用	(楠高校に	は 夜間定時	制課程)												521-4700
兵庫区	友生支援学校	(使用不可/	管理上不適	切)													576-6120
北区	八多小学校	八多中と共用	I														982-0048
北区	大沢小学校	大沢中と共用															954-0310
北区	山田幼稚園	山田小と共用															581-0321
北区	道場幼稚園	道場小と共用	I														985-2674
北区	八多幼稚園	八多中と共用	I														982-0547
北区	大沢幼稚園	大沢小と共用															954-0332
北区	淡河好徳幼稚園	淡河小と共用	I														959-0112
西区	太山寺幼稚園	太山寺小と共	:用														974-0021
西区	櫨谷幼稚園	櫨谷小と共用															991-0331
西区	平野幼稚園	平野小と共用															961-2011
西区	神出幼稚園	神出小と共用	l .														965-0088
西区	いぶき明生支援学	(使用不可/	管理上不適	切)													997-6311
	使用区分及び 納付区分	<ul><li>● 各施設の</li><li>● なお、個</li></ul>							<b>掛</b> 負扣 1. す	す							

● なお、個人演説会については1施設1回目の使用に係る使用料は公費負担します。

- その他 (1) <u>体育館などの場合、机や精子が並べてあることがありますが、原状回復していただきます。</u>かなりの時間を要しますので、あらかじめ、使用可能時間を 勘案しながら使用してください。会場は特に支障のない限り、午後9時まで使用できます。
  - (2) ゴミは持ち帰っていただきます。
  - (3) 放送設備の使用を要する場合は、当該校園と事前に打ち合わせてください。
  - (4) 控室備品(各校共通) /机、椅子
  - (5) 演壇備付備品(各校共通)/演壇、演卓、椅子
  - (6) 備付備品の種類及び数量は、校園によって不足している場合があります。
  - (7) 照明灯数は、校園により多少増減する場合があります。
  - (8) 敷地内に駐車可能スペースが確保できない場合があります。使用に際しては事前に、演説予定会場の検分、使用条件等について各校園等へご確認ください。
  - (9) 受動喫煙防止のため、市立学校園においては平成17年9月1日より敷地内禁煙を実施しております。

# 各施設の区分及び使用料(市立学校園)

(単位:円)

	版の四万人	10 区川州 (市立) (区区)						- In . 1 1)
		使用時間				午 前	午 後	
			午 前	午 後	夜間	午 後	夜 間	終日
			(9時)	(13時)	[17時]	(9時)	(13時)	9時)
			~	~	~	$\sim$	~	~
使月	用区分 		└13時 ∫	└17時 ∫	└21時 丿	└17時 │	〔21時〕	└21時 ∫
	高等専門 学 校	平日	3,000	3, 800	6, 000	6, 800	9, 800	12, 800
講	高等学校	土曜日、日曜日、祝日	4, 000	5, 000	6,000	9,000	11,000	15, 000
堂	その他	平日	2, 300	3, 000	5, 000	5, 300	8, 000	10, 300
		土曜日、日曜日、祝日	3, 000	4, 000	5, 000	7, 000	9,000	12,000
	体育館	平日	2, 300	3, 000	5, 000	5, 300	8,000	10, 300
	个月 店	土曜日、日曜日、祝日	3, 000	4, 000	5, 000	7, 000	9,000	12,000
家	庭科教室	平日	1, 400	1,800	3, 000	3, 200	4, 800	6, 200
多	目的教室	土曜日、日曜日、祝日	1,800	2, 400	3, 000	4, 200	5, 400	7, 200
立	普通教室	平日	500	600	1,000	1, 100	1,600	2, 100
F	ョ 地 狄 主	土曜日、日曜日、祝日	600	800	1,000	1, 400	1,800	2, 400
	高等専門 学 校	平 日	1,800	1,800	3, 600	3, 600	5, 400	7, 200
校	字 校 高等学校	土曜日、日曜日、祝日	2, 400	2, 400	3, 600	4, 800	6, 000	8, 400
庭	その他	平日	1,500	1, 500	3, 000	3, 000	4, 500	6, 000
	して グル	土曜日、日曜日、祝日	2,000	2,000	3, 000	4, 000	5, 000	7, 000

訂 正

令和3年12月28日付け神戸市公報第3740号について、誤植がありましたので、次のとおり訂正します。

(神戸市告示第613号の別紙 29ページ)

報

第3765号

1509